

京都外国語大学公的研究費に関する取扱規程

平成 28 年 5 月 25 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学国際言語平和研究所規程第 14 条第 2 項の規定により、京都外国語大学(以下「本学」という。)における競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「公的研究費」という。)の取扱いについて、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金である公的研究費及び学外の機関から公的研究費を原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学内において公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者(常勤・非常勤の別及び雇用契約の有無を問わない。)をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充て、職名を公表する。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者(第 5 条)が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、副学長をもって充て、職名を公表する。

2 統括管理責任者は、本学の不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、法人部長及び国際言語平和研究所長をもって充て、職名を公表する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に掲げる業務を執行する。

(1) 各部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、すべての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等を管理監督する。

(3) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務処理手続に関する規程を定め、明確かつ統一的な運用を図るため、すべての研究者等に周知するものとする。

3 公的研究費に係る事務処理手続に関する規程は、運用実態とのかい離を防ぐため、毎年見直しを行うものとする。

(誓約書の提出)

第7条 すべての研究者等は、不正行為に関与しない旨の誓約書を提出しなければならない。誓約書の提出がない場合は、公的研究費の申請、その他運営・管理に関わることができないものとする。

2 公的研究費に関わる取引業者についても、誓約書を提出しなければならない。提出がない場合は、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。

(職務権限の明確化)

第8条 公的研究費の事務処理に関する職務権限は、学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程、京都外国語大学科学研究費補助金取扱要領の定めるところによる。

(関係者の意識向上)

第9条 統括管理責任者は、研究倫理規準を全学に周知徹底するとともに、研究者等の公的研究費に対する意識向上と効率的な研究遂行を図るために、公的研究費の適正執行に関する説明会を開催するなど、必要な方策を講じるものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

第10条 統括管理責任者は、率先して不正防止計画の実施に対応し、自ら進捗管理に努めるものとする。

2 本学は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正発生要因の実態の把握及び検証

(2) 不正防止計画の策定

(3) 不正防止計画の推進

(4) 不正防止計画の進捗状況の把握

(5) 学内ルールの見直し等に関する提言

(6) その他公的研究費の不正防止に関する事項

(研究費の適正な運営・管理活動)

第11条 国際言語平和研究所（以下「研究所」という。）は、公的研究費に関する予算執行において、予算執行状況を定期的に確認し、研究者等に報告するものとする。

2 研究所は、予算執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要に応じて改善策を講じるものとする。

(相談窓口)

第12条 公的研究費の事務処理手続に関する本学内外からの相談に対応するため、研究所に相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を支援するものとする。

(内部監査)

第 13 条 本学における公的研究費の適正な運営・管理を確認するため、学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程及び学校法人京都外国語大学における科学研究費補助金内部監査実施要領に基づき、内部監査室において内部監査を実施し、公的研究費における管理・運営体制の不備等について検証を実施するものとする。

- 2 内部監査室は、監事及び監査法人との連携を強化し、公的研究費の適正な運営・管理の支援に努めるものとする。

(通報等窓口)

第 14 条 不正行為に関する本学内外からの通報・告発や相談については、京都外国語大学研究活動における不正行為等に関する規程に従うものとする。

- 2 不正行為が生じた場合における措置等については京都外国語大学研究活動における不正行為等に関する規程にて定める。

(懲 戒)

第 15 条 公的研究費の運営・管理において不正が明らかになった研究者等に対しては、学校法人京都外国語大学就業規則に基づき、懲戒処分その他適切な処置をとることができるものとする。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、必要に応じて学校法人京都外国語大学就業規則に基づき懲戒処分の対象となる場合がある。(不正取引関与業者への対応)

第 16 条 公的研究費において、不正な取引に関与した取引業者が確認された場合は、取引停止その他適切な処置をとることができるものとする。

(事務の所管)

第 17 条 この規程に関する事務は、研究所の所管とする。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 1 月 21 日付制定の「京都外国語大学における公的研究費に関する取扱規程」は平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 2 月 16 日改正)